

令和8年	観光審議会	観光振興財源検討部会	市町村との調整	宿泊事業者との調整
2月	第1回審議会（2/20） ・部会の設置 ・意見交換		アンケートの実施	
3月		第1回検討部会（3/24） ・部会長の選任 ・和歌山県の現状と課題 ・和歌山県の観光振興施策の方向性 ・観光振興財源確保の手法について ・今後のスケジュール ・事業者向けアンケートの確認		
5月				アンケートの実施
6月		第2回検討部会（6/3） ・宿泊税を活用した事業イメージ ・事業者アンケート結果について ・制度設計に関する論点整理		意見交換会の実施
7月				意見交換会の実施
8月		第3回検討部会（8/28） ・意見交換会結果について ・財政需要 ・制度設計案		
9月	第2回審議会 ・報告書の報告、審議 県への報告書の提出	第4回検討部会 ・説明会開催結果まとめ ・報告書案に対する意見交換 ・報告書提出に係る決議		意見交換会の実施
10月	パブリックコメント			
※その後の予定：市町村との調整、県議会での審議、総務省との協議、制度周知等を経て導入				

第2回和歌山県観光振興財源検討部会 における審議結果について

第3回和歌山県観光振興財源検討部会

令和8年8月28日

第2回和歌山県観光振興財源検討部会での御意見

(1) 制度設計について

部会委員の御意見	事務局としての見解
宿泊税の用途についてきちんと事業者の意見が反映された使い方になるよう制度設計が必要と考える。	・ 制度設計前においては、意見交換会等を通じて意見聴取を実施していく ・ 宿泊税導入後も、事業者等地域の方との意見交換を重ねていく
免税点は正確な宿泊データ取得のためにも設けない方が良いのではないかな。	・ 免税点は設けない方向で制度設計を予定

(2) その他

部会委員の御意見	事務局としての見解
地域住民の方にもメリットがある使い方をすべきではないかな。	・ 宿泊税の用途については、地域全体へ効果が波及するように実施していく ・ 宿泊税導入後も、地域における観光関連の方々との意見交換の機会を設けるようにする

各振興局単位での意見交換会結果について

第3回和歌山県観光振興財源検討部会

令和8年8月28日

宿泊事業者との意見交換会開催概要

目的

本県が導入可否を含めて検討を進めている宿泊税について、現在の検討状況を共有するとともに、県内各地の宿泊事業者の意見を聴取するための意見交換会を実施

参加者数

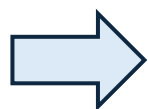
参加者：62名（旅館ホテル：33名、簡易宿所：25名、民泊：4名）

開催日時等

	日 時	エリア	参加事業者数（参加者数）
第1回	6月10日（水） 13:30-15:00	有田	5社（5名）
第2回	6月26日（金） 13:30-15:00	東牟婁	6社（7名）
第3回	6月29日（月） 13:30-15:00	日高	7社（7名）
第4回	6月30日（火） 13:30-15:00	那賀	1社（1名）
第5回	7月 2日（木） 13:30-15:00	伊都	6社（6名）
第6回	7月 3日（金） 13:30-15:00	海草	7社（7名）
第7回	7月 7日（火） 13:30-15:00	西牟婁	26社（29名）

宿泊事業者との意見交換会結果概要

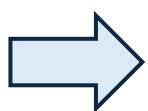
分野	いただいた御意見
使途	(宿泊税の活用案について) ・ 和歌山県の特性を生かしたブランディングによる誘客促進 ・ 管内市町間・広域的な周遊観光の推進 ・ スポーツ合宿、教育旅行や団体旅行の更なる誘致 ・ 観光コンテンツの造成や磨き上げ ・ 体験コンテンツの充実と気軽に体験できる環境整備 ・ 駅前の賑わい創出 ・ 戦略的なプロモーション ・ 需要喚起策(宿泊クーポンの発行など) ・ 人材確保・育成事業 ・ 宿泊業に従事する従業員向けの福利厚生支援 ・ 国等の補助金を活用するための支援 ・ 小規模事業者も利用しやすい補助制度の創設 ・ 二次交通支援 ・ 手ぶら観光の推進 ・ 観光関係団体への支援 ・ 緊急時のための基金の積み立て (その他) ・ 宿泊税の使途をプロモーションに使うべきではない ・ 宿泊者への説明が困難になるほか、効果検証が出来ない ・ 宿泊税を導入するのであれば、税を払ってまで選ばれる場所にならないといけないし、それに見合う観光サービスが必要 ・ 使途が不明な状態では反対せざるを得ない ・ 宿泊事業者が儲けるような使途であればだれも反対しないと思う



資料④「宿泊税を活用して今後取り組む観光施策例及び財政規模について」に反映

宿泊事業者との意見交換会結果概要

分野	いただいた御意見
制度	・ 制度周知の徹底 ・ 使途の透明性の確保 ・ 事業実績の見える化 ・ 地域の意見を吸い上げる仕組みづくり ・ 一度決めた内容を変更せずに進めるのではなく、制度を見直してできる規定を明記 ・ 簡易な申告納入の制度 ・ 宿泊税導入により、事業者のシステム等の改修等が必要となる場合の補助制度 ・ キャンプ場からも税金を徴収すべき
税率 (税額)	・ 納税者や宿泊事業者にとってわかりやすく、事務負担がなるべく少ない制度とするため税額は一律定額がよい ・ 宿泊料金の算出が非常に煩雑であり、料金によっては連泊客の宿泊税の計算が複雑となる等、一律定額以外は説明が困難になる
免税点	・ 低廉な宿泊施設に配慮した免税点の検討は必要と考えるが、制度としては出来るだけシンプルなほうがよい ・ 一定額未満は非課税にするか、定率制のようにどの価格帯でも負担感が公平になるようにしてほしい ・ 長期宿泊者への対応として、宿泊税の1カ月間の上限を定める等の措置について、制度導入後も検討を続けてほしい
課税免除	・ 特別徴収義務者の事務負担を考慮して、修学旅行生等のみを対象としたシンプルな制度とするほうがよいのではないか ・ 12歳未満の免除について、入湯税を徴収していない事業者での確認作業が増えるケースや、入湯税を徴収しているからといって事務負担が軽減されるわけではないケースもあるので、年齢を問わず対象とすることが望ましいのではないか
報償金	・ 宿泊税の徴収にあたって、決済手段の方法によっては手数料を負担することになるため、報償金の導入は必要 ・ 報償金の率の設定については、徴収の手間や決済手数料の負担等、事務手間に見合った内容とすべきである ・ 今後も、状況に応じて見直してできる制度にしてほしい

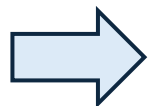


資料④「宿泊税を活用して今後取り組む観光施策例及び財政規模について」及び
資料⑤「宿泊税の制度設計について」に反映

宿泊事業者との意見交換会結果概要

分野	いただいた御意見
課題や懸念	(導入時期について) ・ 物価高や中国人旅行者の減少等の問題があるこのタイミングで導入する必要があるのか ・ 和歌山県と類似の自治体が導入していないのに、導入するのは時期尚早ではないか ・ 大阪や東京のようにオーバーツーリズムのような状態になってから、導入の議論を始めるべきではないのか (その他) ・ ビジネス客の多い施設では宿泊者への説明が難しい ・ 未導入地域へ観光客が流れるのではないか ・ 徴収・納税に係る負担が大きい、低廉な宿泊施設では宿泊者の負担感が大きい ・ 観光行政はやり方次第であり、お金をかければいいというものではない ・ 宿泊税のイメージが悪いから名称を宿泊者還元税に変えてみるのはどうか ・ 観光全般で活用する税金なのに、宿泊事業者にだけ徴収・納税に係る負担を強いるのは納得できない ・ 和歌山県は宿泊者よりも日帰り客数の方が多自治体であり、日帰り客から徴収した方が良いのではないか。税金を取りやすいところから取るのは納得できない ・ 白浜町内では、白浜町の宿泊税と和歌山県の宿泊税と両方が課される。県と町で調整をして一本化するなどしてほしい

- ・ 導入時期への懸念については本県の宿泊税検討に至った経緯や宿泊税の必要性について丁寧に説明を行った
- ・ また、ビジネス客への説明に関する懸念については一定の行政サービスを受受する点から課税対象となること、未導入地域への観光客の流出といった懸念については、先行自治体では減少に転じた例がないことをそれぞれ丁寧に説明を行った



今後さらに、意見交換会の開催や個社訪問等を通じて丁寧に説明を行う予定

宿泊税を活用して今後取り組む 観光施策例及び財政規模について

第3回和歌山県観光振興財源検討部会

令和8年8月28日

宿泊税を活用した事業の実施について

- ・新たな観光の課題を解決するため、機を逸することなく、施策を展開し、持続可能な観光地づくりをめざす。
- ・県、市町村、DMOや観光関連事業者等の適切な役割分担のもと、観光振興に関する事業を連携して実施し、互いに補完し合いながら、取組の実効性を高めていく。
- ・県が徴収した宿泊税について、市町村、DMOや観光関連事業者等も活用できるようにする。

和歌山県

- ・県全域を対象とする施策
- ・市町村域を越える広域的な施策
- ・緊急性の高い課題に対応する施策
- ・市町村等が行う事業に対する支援策
など

市町村

- ・観光資源の磨き上げ
- ・地域特有の課題に対応する施策
など

連携

連携

DMOや観光関連事業者等

- ・宿泊施設の経営力強化
- ・地域の観光産業の高度化
など

連携

観光振興を通じた地域全体の活性化

具体的なアクション（施策）の分類

提 …検討部会や意見交換会等で提案されたもの
事 …宿泊事業者向け事業
市 …市町村が実施主体となる想定の事業

○新たな観光需要に対応するための県・市町村が実施するアクション（施策）について4つに分類し、想定される施策（事業）例及び財政規模（案）を整理

① 観光資源の魅力向上

…本県に存する「歴史」「文化」「自然」「食」「生活」などの観光資源の磨き上げ、それぞれを掛け合わせた和歌山ならではの新たなコンテンツを造成して、周遊促進、滞在時間の延長、宿泊や再訪意欲の向上につながる魅力ある観光地づくりを目指します。

事業例（一部抜粋）	財政規模（案）
1 新たな観光コンテンツの造成支援 提 事 市 ・早朝・夜間コンテンツ（競り、星空観察、ライトアップ） ・サステナブルツーリズム ・ゲートウェイ施設の整備 など	約2.5億円
2 地域経済の循環を目的とした地元産品を活用した宿泊施設の魅力向上 事 市 ・県産品を活用した商品開発 など	

② 効果的な情報発信・観光需要の平準化

…ターゲットや地域特性の分析を的確に行い、対象に応じた手法により効果的に発信することで、認知度や訴求力を高め、来訪意欲の喚起や観光需要の拡大につなげます。

事業例（一部抜粋）	財政規模（案）
1 和歌山の戦略的なプロモーション 提 市 ・県内外での商談会の開催 ・メディア・AGTファム ・地域と一体となったプロモーション活動 など	約4億円
2 観光需要の平準化の推進（地域・季節・曜日の平準化） 提 事 ・閑散期の需要喚起施策（宿泊クーポンの発行、体験と宿泊等を組み合わせた旅行商品造成支援 など）	

具体的なアクション（施策）の分類

提 …検討部会や意見交換会等で提案されたもの
事 …宿泊事業者向け事業
市 …市町村が実施主体となる想定の事業

③ 受入環境整備

…観光客が安心・安全・快適に滞在できるよう、宿泊施設・交通機関・情報案内・災害時対応などの受入環境の整備を図り、満足度の向上と周遊促進、滞在時間の延長、再訪意欲の向上につなげます。

事業例（一部抜粋）	財政規模（案）
1 観光関連事業者の人材確保・育成 提 事 市 ・求職者と事業者のマッチング （インターンシップ、就職説明会、大学等へのPR など） ・従業員への研修 （待遇、外国語、手話、福祉 など） 2 宿泊施設の経営力強化 提 事 市 ・業務効率化による生産性向上 （清掃ロボット・PMS等の導入支援 など） ・宿泊施設の整備に係る支援 （ユニバーサル化、高付加価値化 など） ・国等の補助金を活用するための支援（人的・財政的支援） 3 快適な旅の提供 提 市 ・気候変動に対応するための環境整備 （クールスポット造成支援、激甚化する災害等への対策支援 など） ・観光客向けの二次交通支援 （公共版ライドシェアの導入支援 など） ・手ぶら観光の推進	約3億円

具体的なアクション（施策）の分類

提 …検討部会や意見交換会等で提案されたもの
事 …宿泊事業者向け事業
市 …市町村が実施主体となる想定の事業

④ 観光振興の体制強化

…県、市町村、観光関係団体等が連携して、地域が活性化するように効果的な施策を展開できる体制を強化し、取組の実効性を高めます。また、これらの取組みを継続的に実施できるよう、次世代への継承にも努めます。

事業例（一部抜粋）	財政規模（案）
1 都道府県DMO、地域DMOの体制強化 市 ・地域が一体となった情報基盤の整備による地域の観光産業の高度化と消費単価向上 など	約1億円
2 観光データ利活用の推進 提 ・人流データの活用 ・収集したデータ（リアルタイムデータ等）を利活用できる環境の整備 など	

⑤ その他

事業例（一部抜粋）	財政規模（案）
緊急時や急な観光需要に対応するための基金 提 ・災害や風評被害への対応 ・数年に一度のキャンペーン など	約0.5億円
徴税に関する経費 ・特別徴収義務者への交付金 ・宿泊者向け宿泊税の周知・広報経費 ・事業者向け制度の周知・広報経費 など	約1億円

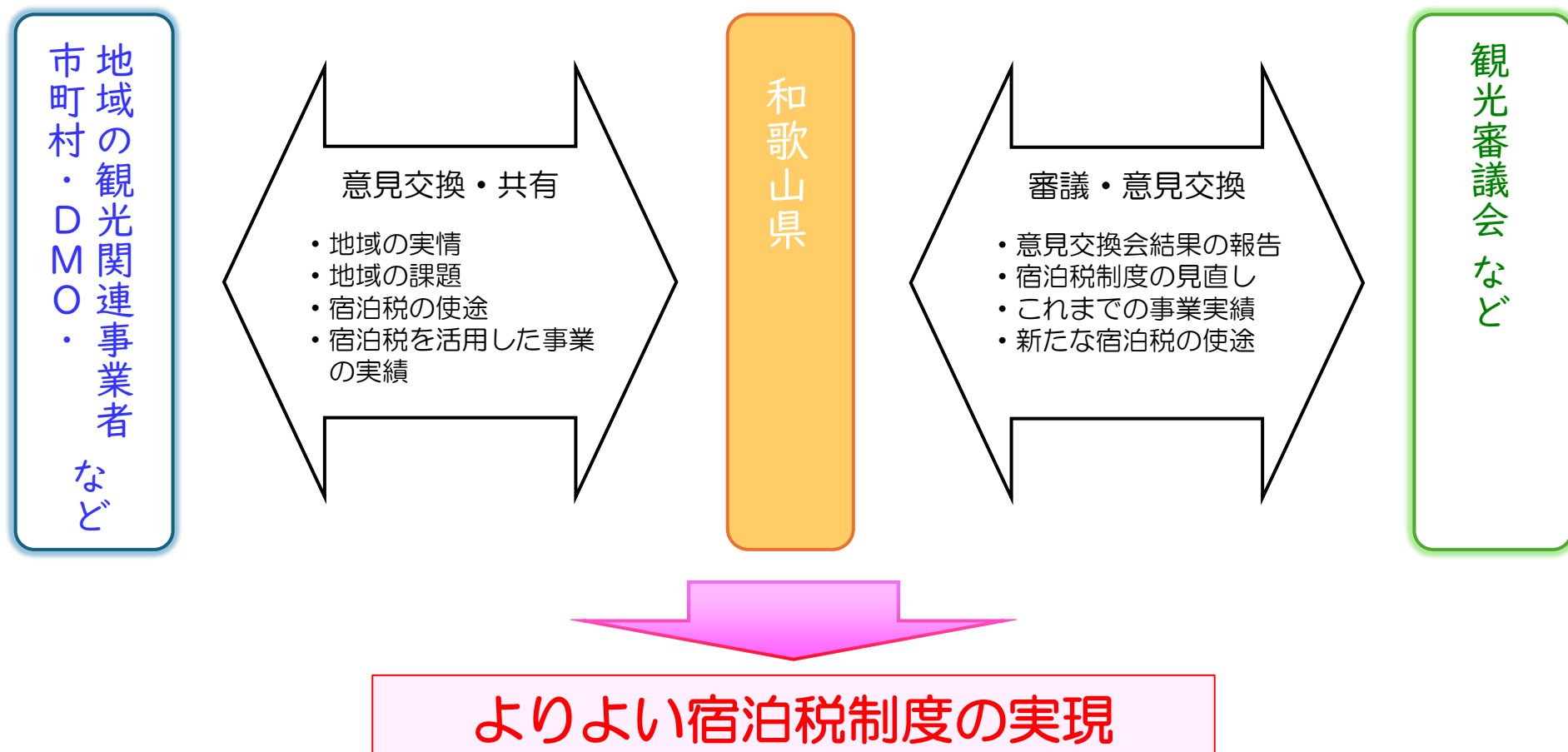
総合計	約12億円
うち市町村が実施主体となる想定の事業	約5億円

宿泊税制度の見直しについて

宿泊税を活用した事業の実績について検証を行うとともに、地域の意見を反映したよりよい新たな税制度の確立、使途の検討を行う。

なお、通常の事業の見直しと同様、宿泊税を活用した事業についても事業効果等を勘案し、随時改善に努める。

<制度見直し時のフロー>



宿泊税の制度設計について

第3回和歌山県観光振興財源検討部会

令和8年8月28日

意見交換会での主な意見（税制度関係①）

➤ 第2回部会での委員からの意見を受け、事業者から直接意見を伺う機会を設けるため、県内7エリアで意見交換会を実施

税率（税額）

- 納税者や宿泊事業者にとってわかりやすく、事務負担がなるべく少ない制度とするため 税額は一律定額がよい
- 宿泊料金の算出が非常に煩雑であり、料金によっては連泊客の宿泊税の計算が複雑となる等、一律定額以外は説明が困難になる

免税点

- 低廉な宿泊施設に配慮した免税点の検討は必要と考えるが、制度としては出来るだけシンプルなほうがよい
- 長期宿泊者への対応として、宿泊税の1カ月間の上限を定める等の措置について、制度導入後も検討を続けてほしい

課税免除

- 特別徴収義務者の事務負担を考慮して、修学旅行生等のみを対象としたシンプルな制度とするほうがよいのではないかと
- 12歳未満の免除について、入湯税を徴収していない事業者での確認作業が増えるケースや、入湯税を徴収しているからといって事務負担が軽減されるわけではないケースもあるので、年齢を問わず対象とすることが望ましいのではないかと

報償金

- 宿泊税の徴収にあたって、決済手段の方法によっては手数料を負担することになるため、報償金の導入は必要
- 報償金の率の設定については、徴収の手間や決済手数料の負担等、事務手間に見合った内容とすべきである
- 今後も、状況に応じて見直しできる制度にしてほしい

その他

- 事業者の負担を軽減する簡易な申告納入の制度を設けてほしい
- 宿泊税導入により、事業者のシステム等の導入が必要となる場合の補助制度について検討してほしい
- 廉価な宿泊価格を提供する小規模な宿泊事業者の負担が大きくなることへの対応が必要ではないか
- 併課する場合の県の制度について、市町村の制度への影響が大きいため、シンプルな制度とする必要があるのでは
- 宿泊税導入にあたって、一度決めた内容を変更せずに進めるのではなく、制度を見直し
できる規定を設けてほしい

部会・意見交換会での主な意見

部会

- 宿泊者の負担感が大きくならない税額設定が必要
- 宿泊事業者の理解を得られるような制度設計が必要

意見交換会

- 値上げと捉えられないような税額設定にしてほしい
- 事務負担がなるべく少ない制度を実現するため税額は一律がよい

論点

① 先行自治体での導入事例

先行事例では、最もわかりやすい「一律定額」を採用している自治体が多い

② 宿泊事業者の事務負担

季節や曜日毎の価格変動、延長やキャンセル、ルームチェンジ等が与える影響が大きい

③ 宿泊事業者へのアンケート結果

アンケート結果では、100円以上～200円未満が約7割を占めている状況

④ 和歌山県における観光課題に対応するための財政需要の規模

新たな財政需要として約12億円が必要と想定

素案

➤ 税率は、**一律定額200円**が最も適当と考えられる。

➤ 税率設定にあたって、**宿泊者へのわかりやすさや、宿泊事業者の負担に配慮して、制度を検討する必要**がある。

部会・意見交換会での主な意見

部会

- すべての事業者から税を徴収することが公平ではないか
- 例外を設けないことで宿泊事業者に関する正確なデータが収集できるのでは

意見交換会

- 事務負担が大きいので免税点が必要
- 宿泊料金の壁ができてしまう懸念
- 検討は必要と考えるが、制度としては出来るだけシンプルなほうがよい

論点

① 「公平・中立・簡素」の租税三原則の観点

行政サービスを享受する全ての宿泊者に広く負担を求めることが公平と考えられる

② 免税点近傍値の料金設定

宿泊料金の壁が生じるため、近傍値の宿泊事業者の事務負担が増える場合がある

③ 宿泊事業者へのアンケート結果

アンケート結果では、「例外規定を設けない」の意見が半数以上を占めている状況

④ ビジネスや長期滞在者等の観光目的以外の宿泊者

低廉な宿泊施設や、湯治客・工事関係者などの長期滞在者への配慮が必要ではないか

素案

➤ 課税の公平性の観点から、**免税点は設けないことが望ましい**と考えられる。

➤ ただし、制度導入後の状況を見ながら、想定以上の負担が生じる等、問題があるようであれば**制度の見直し時期に改めて検討する必要がある**。

部会・意見交換会での主な意見

部会

- 入湯税と宿泊税は異なる税のため要件を合わせる必要はないのでは
- 白浜町と同様に入湯税と合わせることで入湯税を徴している事業者の事務負担を軽減することはできる

意見交換会

- システムで小人区分を確認している
- 12歳未満のみ宿泊税を徴収しない場合は手計算が必要となる
- 修学旅行を免除することで誘致によるメリットがあるのでは

論点

① 先行自治体での導入事例

修学旅行等の公益性に着目し、「公益上その他の事由」として導入している事例が多い
なお、都道府県での12歳未満を免除している事例はない

② 宿泊事業者へのアンケート結果

「例外規定を設けるべき」のうち、「年齢制限」と「学校行事」とともに半数を占めている状況

③ 年齢による課税免除が宿泊事業者に与える影響

県内事業者の8割以上が入湯税を徴収しておらず、公益上の理由の説明が困難である他、12歳未満を課税免除する場合の事務負担の重さが事業者の状況によって異なる

素案

➤ 課税免除は、**修学旅行その他学校行事のみが適当**と考えられる。

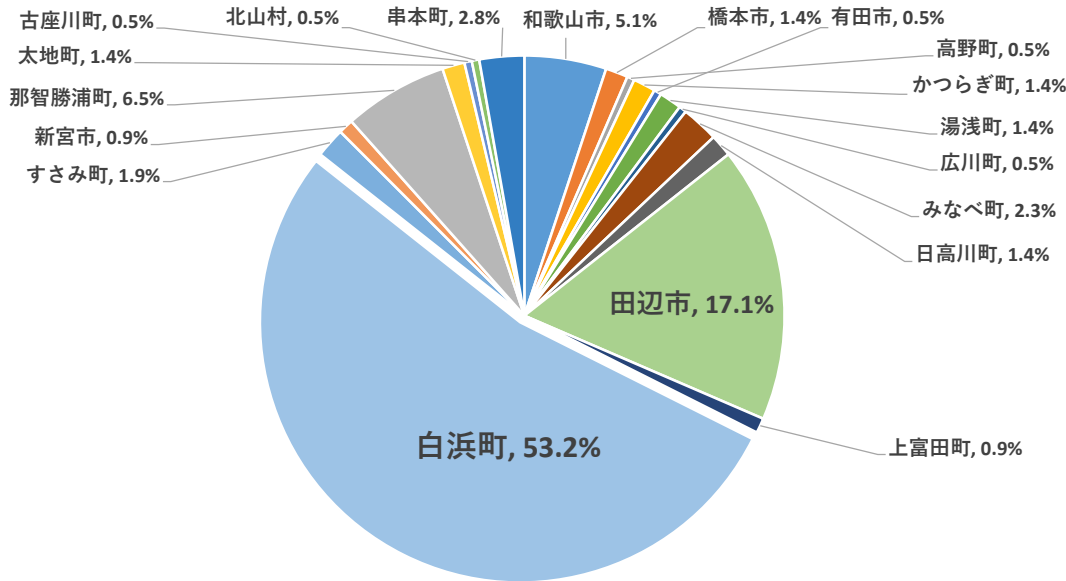
➤ 12歳未満の免除について、**すべての宿泊施設での年齢確認や、システムの改修等の事業者負担が懸念**されることから、**年齢を問わず課税することが適当**と考えられる。

都道府県	導入時期	税率関係		免税点	課税免除 (修学旅行等)
		課税方式	税額		
長野県	2026年6月	一律定額制	300円	6,000円	○
広島県	2026年4月	一律定額制	200円	6,000円	○
北海道	2026年4月	段階的定額制	100円	—	○
			200円		
			500円		
宮城県	2026年1月	一律定額制	300円	6,000円	○
福岡県	2020年2月	一律定額制	200円	—	—
大阪府	2017年1月	段階的定額制	200円	5,000円	○
			400円		
			500円		
東京都 (現行)	2002年10月	段階的定額制	100円	10,000円	—
			200円		
沖縄県	2027年2月 (予定)	定率制	2% (上限2,000円)	—	○
和歌山県 (案)	2028年6月 (予定)	一律定額制	200円	—	○

自治体名	併課	税額（円）※最大値を記載			備考
		1万円未満	1万円～ 2万円未満	2万円～ 5万円未満	
北海道＋札幌市 （北海道単体の場合）	○	300 (100)	300 (100)	400 (200)	
宮城県＋仙台市 （宮城県単体の場合）	○	300 (300)	300 (300)	300 (300)	- 仙台市では県税は100円 - 免税点6,000円未満
東京都	－	－	200	200	- 定率3％に見直し予定 - 免税点10,000円未満
大阪府	－	200	400	500	免税点5,000円未満
広島県	－	200	200	200	免税点6,000円未満
福岡県＋福岡市 （福岡県単体の場合）	○	200 (200)	200 (200)	500 (200)	福岡市では県税は50円
沖縄県	○	200	400	1,000	- 沖縄県単体の場合2％ - 併課時 県0.8％市町村1.2％
京都市	－	400	400	1,000	
和歌山県＋白浜町	○	400	500	700	
白浜町	－	200	300	500	
和歌山県	○	200	200	200	

- 和歌山県内の入湯税を徴している宿泊施設数のうち約半分が白浜町に所在している(同町内の宿泊事業者に占める割合40%)
- 他方、県域で捉えた場合は、16.2%となっており、大宗が入湯税を徴していない宿泊施設となっている

入湯税を徴している宿泊施設数の割合



入湯税を徴している宿泊施設数と県内宿泊施設数との比較

	施設数	うち温泉付き	うち温泉なし	温泉付き割合
県（白浜町除き）	1,049	101	948	9.6%
白浜町	283	115	168	40.6%
県計	1,332	216	1,116	16.2%

※関係課から情報収集し、県税務課での調査結果
 ※民泊は、営業日数が「180日以内/年」と限られること、チェックイン時の確認プロセスがないことから、突合作業及び上記割合の推計から除している

都道府県	特別徴収事務に対する交付金				
	導入時期	上乗せ後の交付率	課税方式	加算措置	
長野県	2026年6月	3.5％（1.0％加算）	一律定額	✓	導入当初5年
				✓	かつ電子申告
広島県	2026年4月	4.0％（1.5％加算）	一律定額	✓	導入当初5年※1
				✓	かつ電子申告
北海道	2026年4月	3.5％（1.0％加算）	段階的定額	✓	導入当初5年※1
				－	かつ電子申告
宮城県	2026年1月	3.5％（1.0％加算）	一律定額	✓	導入当初5年
				✓	かつ電子申告
福岡県	2020年2月	3.5％（1.0％加算）	一律定額	✓	導入当初5年
				✓	かつ電子申告
大阪府	2017年1月	3.0％（0.5％加算）	段階的定額	✓	導入当初5年
				－	かつ電子申告
東京都	2002年10月	3.0％（0.5％加算）	段階的定額※2	✓	導入当初5年
				－	かつ電子申告
沖縄県	2027年2月（予定）	3.0％（0.5％加算）	定率	✓	導入当初5年
				－	かつ電子申告
和歌山県	2028年（予定）	3.5％（1.0％加算）	一律定額	✓	導入当初5年
				✓	かつ電子申告

※1 導入当初は0.5％加算とする団体が多いところ、1.0％加算 ※2 東京都は段階的定額制から定率制に移行予定(2027年4月)

徴収事務における負担軽減策

- 宿泊事業者の方々との意見交換会において、フロント業務の負担軽減については、事業規模を問わず要望があったところ
- 具体的には、「システム改修費用の負担軽減」「申告納入事務の簡素化」「宿泊客向けのポップ作成」といった御意見
- 上記を踏まえ、以下の支援メニューを創設することで、徴収事務に係る宿泊事業者の負担軽減を図る

項目		内容
1	特別徴収義務者交付金の創設	特別徴収義務者に対して、申告納入された宿泊税額の一定割合を交付し、税導入に係る事務経費の負担軽減を図る。
2	システム改修補助金の創設	宿泊税導入に伴い必要となる、既存のシステムの改修等に要する経費の一部を助成し、税導入に係る宿泊事業者の負担を軽減するとともに、税制度の円滑な導入を図る。
3	電子手続きによる申告・納入体制の構築	特別徴収義務者が税を申告・納入する際に、電子による手続きを可能とし、申告・納入の負担軽減、利便性向上を図る。
4	広報ツール（ポップ等）の作成	宿泊税の概要や用途に関する広報媒体として、多言語対応型リーフレット等を作成し、フロント業務の負担軽減及び円滑な導入を図る。
5	DX化による省力化・省人化支援	人手不足が課題となっている宿泊事業者のDX化を促進することによって、業務の効率化と生産性向上を図るとともに、業務プロセスの改善や新たなビジネスモデルの創出を図る。

項目	章	節
はじめに		
① 和歌山県の観光の現状と課題		
和歌山県の観光の状況		観光客数
		宿泊客数
観光消費額		
将来人口推計		
和歌山県の財政状況		
和歌山県の観光の課題		観光需要の偏在
		受入環境整備の不足
		観光振興体制の強化
		災害対応
② 観光の方向性と観光施策		
和歌山県総合計画・アクションプラン		2040年にめざす姿
		5年間で実施する主な施策
財政需要		今後実施していく施策と財政規模
		県内市町村への支援
③ 財源確保策		
新たな観光振興財源の必要性について		
財源の確保手法について		自主財源の種別
		地方税の種別
		課税対象とする行為について
④ 税の制度設計		
税制度について		課税客体
		課税標準
		納税義務者
		税率
		免税点
		課税免除
		徴収方法
		申告・納入方法
		特別徴収義務者交付金
		罰則
徴収事務の負担軽減策について		特別徴収義務者への支援
⑤ 制度導入後の運用		
制度導入後の運用について		使途の透明性について
		使途の適切な運用について
		使途の効果検証について
		制度の見直しについて
おわりに		